

高須地区社会福祉協議会 会則

(名称)

第1条 この会は、高須地区社会福祉協議会（以下「本会」という。）と称する。

(区域)

第2条 本会の区域は、旧高須小学校区（町内会・自治会）を区域とする。

(目的)

第3条 本会は、この地区における住民参加による地域福祉活動を推進し、福祉に関する 諸問題を地域社会の計画的・協働的努力によって解決する組織として、住民が安心して 暮らせる福祉のコミュニティづくりと地域福祉の推進を図る。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、海津市海津町平原1404番地「和の家」に置く。

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 福祉に関する住民要望及び地域課題の把握
- (2) 福祉制度及び福祉意識の普及・啓発活動
- (3) 住民による声かけ、見守り運動の展開
- (4) 支援・援助活動の推進
- (5) 海津市社会福祉協議会の事業への協力
- (6) その他、目的達成のため必要な事業

(会員)

第6条 本会の会員は、高須地区に居住する住民と、高須地区を拠点として活動する団体等で構成する。

(理事)

第7条 本会に次の理事を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 書記 1名
- (5) 部会長 5名程度
- (6) ブロック長 5名程度
- (7) 理事 5名程度

2 理事の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を組織し、会務の運営及び事業の遂行にあたる。
- (4) 会計は会計事務を処理する。
- (5) 書記は本会の議事録等必要な書類を作成、整理する。
- (6) 部会長は部会を開催し、部会活動を統括する。
- (7) ブロック長はブロック活動を統括する。

3 理事の選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、会計、書記、事務局長は理事の互選とし、代議員会が承認する。
- (2) 理事は、別表に定める区分の代議員の中から選出する。

(代議員)

第8条 本会の総会は代議員制で行うため代議員をおく。

2 代議員の任務は次のとおりとする。

- (1) 代議員会を組織し、第15条に定める事項を審議、決定する。
- (2) いずれかの部会に所属し、部会活動を行う。
- (3) 本会の活動と選出組織との連携を図る。

3 代議員の選出方法は次のとおりとする。

- (1) 代議員は、別表に定める選出区分により、会員のうちから選出し、80名以内する。
- (2) 自治会の場合は、当該の自治会長が指名する。
- (3) 団体の場合は、当該の団体の互選とする。

(監事)

第9条 監事は、代議員の中より選任し、会長が委嘱する。

(1) 監事は、他の理事と兼務することは出来ない。

(2) 監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠による理事の任期は、前任者の残任期間とする。また、次期の理事が代議員会で選任されるまでは、引き続き任務を遂行するものとする。

(3) 監事の任務は、本会の業務及び会計に対し、独立性を持って基準への適合性を監査する。

(4) 指摘事項は、客観性証拠で行ない、その重大性にランクづけをしても良い。

(5) 重大な指摘事項が見られた場合は、当該監督機関への報告を行なう。

(6) 是正が必要な場合は会長にその要求を行ない、是正確認を行う。

(7) 監事は、理事会に参加し発言できるが、議決権はない。

(顧問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は必要に応じ、理事会の承認により会長が委嘱し、会の運営に参与する。

(理事及び代議員の任期)

第11条 理事及び代議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠による理事の任期は、前任者の残任期間とする。

2 理事は、次期の理事が代議員会で選任されるまでの間は、引き続き任務を遂行するものとする。

(事務局員)

第12条 本会の事務を処理するため事務局員を置く。

2 事務局員は若干名とし、理事会が推薦し、代議員会が承認する。

3 事務局員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠による事務局員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第13条 会議は、理事会および代議員会とする。

2 理事会は会長が招集し、議長を務める。

3 代議員会は会長が召集し、議長は代議員の中から選出する。

4 会議は、定数の過半数の出席により成立し、出席者の過半数以上の賛成によって決する。可否同数の場合は議長が決する。

5 会議の議事録を書記が作成し、関係者に周知する。

(理事会)

第14条 理事会は、次の事項を審議執行する。

(1) 代議員会に付議すべき事項

(2) 本会の事業運営に関する事項

(3) その他会長が必要と認めた事項

(代議員会)

第15条 代議員会は、次の事項を審議し決定する。

- (1) 事業計画並びに収支予算
- (2) 事業報告並びに収支決算
- (3) 理事の選出に関する事項
- (4) 諸規定の制定及び改廃に関する事項
- (5) その他、会長が必要と認めた重要事項

(部会及び委員会)

第16条 第5条の事業を円滑に推進するため、本会に部会及び委員会を置くことができる。

2 会議の招集及び議長は担当理事が行う。

(会計)

第17条 本会の経費は、次の収入をもってあてる。

- (1) 海津市社会福祉協議会助成金
- (2) その他の収入

2 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(報告)

第18条 会長は、毎年度の事業計画及び予算、事業報告及び決算等を海津市社会福祉協議会会長に報告するものとする。

(その他)

第19条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1、この会則は、平成22年4月17日から施行する。
- 2、設立初年度の役員は第6条第1項の規定に関わらず、13名とする。
- 3、設立初年度の役員及び代議員の任期については第8条の規定に関わらず、平成23年3月31日までとする。
- 4、この会則は、令和元年5月25日から施行する。
- 5、この会則は、令和3年5月29日から施行する。
- 6、この会則は、令和6年5月25日から施行する。